

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍簿及び除籍簿
行政機関等の名称	雫石町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	雫石町 町民課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく証明発行、届出処理及び埋火葬許可証発行
記録項目	<p>1 本籍、2 筆頭者氏名、3 父母の氏名、4 父母との続柄、5 養父母の氏名、6 養父母との続柄、7 配偶者区分、8 名、9 出生年月日、10 氏の振り仮名、11 名の振り仮名 （戸籍事項）</p> <p>12 新戸籍の編製に関する事項、13 氏の変更に関する事項、14 転籍に関する事項、15 戸籍の全部の消除に関する事項、16 戸籍の全部に係る訂正に関する事項、17 戸籍の再製または改製に関する事項 （身分事項）</p> <p>18 出生に関する事項（子）、19 認知に関する事項（父及び子）、20 養子縁組又はその離縁に関する事項（養親及び養子）、21 特別養子縁組又はその離縁に関する事項（養子及び養親）、22 離縁の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）、23 婚姻又は離婚に関する事項（夫及び妻）、24 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項、25 親権または未成年者の貢献に関する事項（未成年者）、26 死亡または失踪に関する事項（死亡者または失踪者）、27 生存配偶者の復氏または婚姻関係の終了に関する事項（生存配偶者）、28 推定相続人の廃除に関する事項（廃除された者）、29 入籍に関する事項（入籍者）、30 分籍に関する事項（分籍者）、31 国籍の得喪に関する事項（国籍を取得し、または喪失した者）、32 日本の国籍の選択宣言または外国の国籍の喪失に関する事項、33 氏の変更（戸107関係）に関する事項（氏を変更した者）、34 名の変更に関する事項（名を変更した者）</p>

	者)、35 就籍に関する事項(就籍者)、36 性別の取扱の変更に関する事項(変更の裁判を受けた者	
記録範囲	雫石町に本籍を有する者及び戸籍届け出をした者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求、通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 雫石町長	
	(所在地) 〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地		
備 考		